

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南会津町長 渡部 正義

市町村名 (市町村コード)	南会津町 (073687)
地域名 (地域内農業集落名)	田島地区 (田島、折橋、田部原、丹藤、永田、田部、長野、水無、小出原、栗生沢)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年7月16日 (第2回目)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・町全体における人口減少だけでなく、農業従事者の高齢化や後継者不足が進んでいる。
・中心市街地では農業従事者も少なく、商業施設等への開発が進み農地が減少してきている。
・野生鳥獣による獣害、昨今の異常気象による自然災害などが生産意欲の低下につながり、離農者や耕作放棄地の増加が心配される。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・離農者や規模縮小する農家が現れた場合は、担い手へ集積する。受入れきれない分は、規模拡大に意欲のある他地区の認定農業者や農地所有適格法人(法人)の受入れを促進する事で対応していく。
・担い手へ農地を貸付する際は条件の良い農地を優先して貸付ける。
・担い手へ農地を集約する際は、農地中間管理事業を活用する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	669.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	508.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

集落内の全農地において農業上の利用を行う。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手への集積を基本に、認定農業者への集積を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手が農地を貸借するときに、農業委員会の利用権設定により契約しているところが多いが、農地中間管理事業を活用することにより地域集積協力金を受けることもできることから、農地中間管理事業へ移行する。
(3)基盤整備事業への取組方針
作業の効率化や生産コスト低減により中心経営体の負担軽減と農業生産性の向上を図るため、必要に応じ近隣地区と検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
関係機関と連携し認定農業者や新規就農者の確保、育成に努める。また、集落内担い手にも高齢化・後継者不足の懸念があるため、後継者の確保について検討し、新たに引き受け可能な担い手の育成を目指す。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
組織化された事業体が存在しないため、集落内の担い手により維持を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策

研修会を開催し、専門家から効果的な対策等を学習し、被害防止活動に活用する。
被害防止施設(ワイヤーメッシュ柵)を計画的に設置する。

⑦保全・管理等

農地の維持・保全を図るため多面的支払制度・中山間地域直接支払制度に可能な限り取り組む。